

# 山口県報

平成28年  
3月31日  
(木曜日)

## 目 次

- 人委規則  
等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則……………一
- 職員任用に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………一〇
- 人委細則  
職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則……………一三
- 人委告示  
級別職務区分表に関する告示の廃止……………一四



等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二十三号

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第四条第二項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第五条第二項に規定する等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務について必要な事項を定めるものとする。

(等級別職務区分表)

第二条 等級別基準職務表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、別表に定める等級別職務区分表に定めるとおりとする。

2 人事委員会は、前項の等級別職務区分表を定めるときは、あらかじめ任命権者と協議するものとする。

(新たな職務の等級の指定等に係る申出)

第三条 任命権者は、一の職務に係る職について新たに職務の等級を指定する必要があると認める場合又は前条第一項の等級別職務区分表に定められた職務に係る職についてこれを廃止し、若しくはその職務の等級を変更する必要があると認める場合においては、あらかじめ人事委員会にその旨を申し出なければならない。

別表(第二条関係) 等級別職務区分表  
イ 行政職給料表等級別職務区分表

| 職務の等級 | 部 局                        | 職 務   |
|-------|----------------------------|---|
| 三 級   | 議会の事務<br>部局<br>知事の事務<br>部局 | 主任の職務<br>主任主事の職務<br>主任技師の職務<br>保健師長の職務<br>身体障害者福祉司の職務<br>児童福祉司の職務<br>児童心理司の職務(特に認めるもの)<br>児童指導員の職務(特に認めるもの)<br>女性判定員の職務(特に認めるもの)<br>児童自立支援専門員の職務<br>児童生活支援員の職務(特に認めるもの)<br>主任保育士の職務<br>係長の職務<br>主任主事の職務<br>主任技師の職務<br>主任の職務<br>主任主事の職務<br>主任技師の職務<br>指導主事の職務<br>社会教育主事の職務<br>管理主事の職務<br>文化財専門員の職務 |

|  |                          |                                      |                          |                                       |                          |                          |  |                                      |   |
|--|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--|--------------------------------------|---|
|  | <p>人事委員会の事務部局</p>        | <p>警察本部</p>                          | <p>岩働委員会の事務部局</p>        | <p>監査委員会の事務部局</p>                     | <p>選挙管理委員会の事務部局</p>      | <p>海区漁業調整委員会の事務部局</p>    | <p>知事の事務部局</p>   | <p>議会の事務部局</p>                       |   |
| <p>県立学校事務主任の職務<br/>主任司書の職務<br/>小学校事務主任の職務<br/>中学校事務主任の職務</p> | <p>主任の職務<br/>主任主事の職務</p> | <p>係長の職務<br/>主任主事の職務<br/>主任技師の職務</p> | <p>主任の職務<br/>主任主事の職務</p> | <p>監査専門員の職務<br/>主任の職務<br/>主任主事の職務</p> | <p>主任の職務<br/>主任主事の職務</p> | <p>主任の職務<br/>主任書記の職務</p> | <p>主査の職務<br/>出先機関課長の職務<br/>身体障害者更生相談所長の職務<br/>身体障害者福祉司の職務<br/>児童福祉司の職務<br/>児童自立支援専門員の職務<br/>職業能力開発校副部長の職務<br/>農林事務所森林部流域管理室長の職務<br/>水産事務所次長の職務（防府水産事務所次長の職務に限る。）</p> | <p>課長補佐の職務<br/>室長補佐の職務<br/>主査の職務</p> | <p>副課長の職務<br/>主査の職務<br/>指導主事の職務<br/>社会教育主事の職務<br/>管理主事の職務</p> |

四 級

|   |  |
|---|--|
| <p>教育委員会の事務部局</p>   | <p>警察本部</p>  |
| <p>文化財専門員の職務<br/>県立学校事務長の職務（岩国高等学校事務長、岩国商業高等学校事務長、岩国工業高等学校事務長、柳井高等学校事務長、高森高等学校事務長、熊毛南高等学校事務長、田布施農工高等学校事務長、光高等学校事務長、下松高等学校事務長、下松工業高等学校事務長、防府高等学校事務長、防府西高等学校事務長、山口中央高等学校事務長、山口高等学校事務長、山口農業高等学校事務長、宇部高等学校事務長、宇部中央高等学校事務長、宇部工業高等学校事務長、小野田高等学校事務長、豊浦高等学校事務長、長府高等学校事務長、下関西高等学校事務長、下関南高等学校事務長、下関中央工業高等学校事務長、萩高等学校事務長、防府総合支援学校事務長、田布施総合支援学校事務長、山口総合支援学校事務長、山口南総合支援学校事務長、山口総合支援学校事務長、宇部総合支援学校事務長、下関南総合支援学校事務長及び豊浦総合支援学校事務長主査の職務<br/>県立学校事務主査の職務<br/>博物館総務課長の職務<br/>やまぐち総合教育支援センター総務課長の職務<br/>小学校事務長の職務<br/>小学校主査の職務<br/>中学校事務長の職務<br/>中学校主査の職務</p> | <p>人事委員会の事務部局<br/>主査の職務<br/>本部課次長の職務<br/>科学捜査研究所次長の職務<br/>本部課長補佐の職務<br/>本部室長補佐の職務<br/>本部隊長補佐の職務<br/>警察学校校長補佐の職務<br/>本部自動車修理工場長の職務<br/>主査の職務<br/>警察署課長の職務</p> |

|   |   |                    |  |  |   |
|---|---|--------------------|--|--|---|
|   | 五<br>級  |                    |  |  |   |
|   | 各<br>部<br>局   | 各<br>部<br>局        | 海<br>区<br>漁<br>業<br>調<br>整<br>委<br>員<br>会<br>の<br>事<br>務<br>部<br>局 | 選<br>挙<br>管<br>理<br>委<br>員<br>会<br>の<br>事<br>務<br>部<br>局 | 監<br>査<br>委<br>員<br>の<br>事<br>務<br>部<br>局 |
| 本庁課長の職務<br>本庁室次長の職務<br>消防防災航空センター所長の職務<br>消費生活センター所長の職務<br>観光プロジェクト推進室長の職務<br>旅券センター所長の職務<br>旅券センター次長の職務<br>企画監の職務<br>調整監の職務<br>副課長の職務<br>主幹の職務<br>徴収監の職務<br>主任検査監の職務<br>検査監の職務<br>監察監の職務<br>県税事務所長の職務<br>県税事務所次長の職務<br>消防学校長の職務<br>消防学校副校長の職務<br>東京事務所次長の職務<br>県民局次長の職務<br>男女共同参画相談センター所長の職務<br>動物愛護センター所長の職務<br>健康福祉センター所長の職務<br>健康福祉センター次長の職務<br>健康福祉センター室長の職務 | 本庁課長の職務<br>本庁室次長の職務<br>消防防災航空センター所長の職務<br>消費生活センター所長の職務<br>観光プロジェクト推進室長の職務<br>旅券センター所長の職務<br>旅券センター次長の職務<br>企画監の職務<br>調整監の職務<br>副課長の職務<br>主幹の職務<br>徴収監の職務<br>主任検査監の職務<br>検査監の職務<br>監察監の職務<br>県税事務所長の職務<br>県税事務所次長の職務<br>消防学校長の職務<br>消防学校副校長の職務<br>東京事務所次長の職務<br>県民局次長の職務<br>男女共同参画相談センター所長の職務<br>動物愛護センター所長の職務<br>健康福祉センター所長の職務<br>健康福祉センター次長の職務<br>健康福祉センター室長の職務 | 四級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 三級の項に掲げる職務で特に認めるもの   | 局長の職務<br>主査の職務   | 主査の職務<br>監査専門員の職務                         |

知事  
の  
事  
務  
部  
局

|  |  |
|--|--|
| 健康福祉センター部長の職務<br>健康福祉センター副部長の職務<br>社会福祉事務所長の職務<br>社会福祉事務所次長の職務<br>保健所次長の職務<br>環境保健センター次長の職務<br>萩看護学校事務局長の職務<br>精神保健福祉センター次長の職務<br>身体障害者福祉センター所長の職務<br>児童相談所次長の職務（中央児童相談所長の職務を除く。）<br>児童相談所次長の職務<br>育成学校長の職務<br>育成学校副校長の職務<br>大阪事務所次長の職務<br>計量検定所長の職務<br>計量検定所次長の職務<br>職業能力開発校副校長の職務<br>職業能力開発校部長の職務<br>美術館副館長の職務<br>農林事務所次長の職務<br>農林事務所部長の職務<br>農林事務所副部長の職務<br>農林事務所企画振興室長の職務<br>農林事務所畜産部病性鑑定室長の職務<br>下関水産振興局次長の職務<br>水産事務所長の職務<br>水産事務所次長の職務（防府水産事務所次長の職務を除く。）<br>農林総合技術センター次長の職務<br>農林総合技術センター副部長の職務<br>農林総合技術センター室長の職務<br>農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長の職務<br>病害虫防除所長の職務<br>家畜保健衛生所長の職務<br>家畜保健衛生所次長の職務<br>家畜保健衛生所室長の職務<br>水産研究センター次長の職務<br>水産研究センター部長の職務<br>土木事務所長の職務（長門土木建築事務所長及び萩土木建 | 健康福祉センター部長の職務<br>健康福祉センター副部長の職務<br>社会福祉事務所長の職務<br>社会福祉事務所次長の職務<br>保健所次長の職務<br>環境保健センター次長の職務<br>萩看護学校事務局長の職務<br>精神保健福祉センター次長の職務<br>身体障害者福祉センター所長の職務<br>児童相談所次長の職務（中央児童相談所長の職務を除く。）<br>児童相談所次長の職務<br>育成学校長の職務<br>育成学校副校長の職務<br>大阪事務所次長の職務<br>計量検定所長の職務<br>計量検定所次長の職務<br>職業能力開発校副校長の職務<br>職業能力開発校部長の職務<br>美術館副館長の職務<br>農林事務所次長の職務<br>農林事務所部長の職務<br>農林事務所副部長の職務<br>農林事務所企画振興室長の職務<br>農林事務所畜産部病性鑑定室長の職務<br>下関水産振興局次長の職務<br>水産事務所長の職務<br>水産事務所次長の職務（防府水産事務所次長の職務を除く。）<br>農林総合技術センター次長の職務<br>農林総合技術センター副部長の職務<br>農林総合技術センター室長の職務<br>農林総合技術センター農業技術部花き振興センター所長の職務<br>病害虫防除所長の職務<br>家畜保健衛生所長の職務<br>家畜保健衛生所次長の職務<br>家畜保健衛生所室長の職務<br>水産研究センター次長の職務<br>水産研究センター部長の職務<br>土木事務所長の職務（長門土木建築事務所長及び萩土木建 |
|--|--|

六  
級

|   |                |   |
|---|----------------|---|
| <p>教育委員会の事務部局</p> <p>課長の職務<br/>室長の職務<br/>主幹の職務</p> <p>本庁課長の職務<br/>特別支援教育推進室次長の職務<br/>企画監の職務<br/>教育調整監の職務<br/>調整監の職務<br/>副課長の職務<br/>主幹の職務</p> <p>県立学校事務長の職務（岩国高等学校事務長、岩国商業高等学校事務長、岩国工業高等学校事務長、柳井高等学校事務長、高森高等学校事務長、熊毛南高等学校事務長、田布施農工高等学校事務長、光高等学校事務長、下松高等学校事務長、下松工業高等学校事務長、徳山高等学校事務長、防府西高等学校事務長、防府商工高等学校事務長、山口高等学校事務長、山口中央高等学校事務長、西京高等学校事務長、山口農業高等学校事務長、宇部高等学校事務長、宇部中央高等学校事務長、宇部工業高等学校事務長、小野田高等学校事務長、厚狭高等学校事務長、小野田工業高等学校事務長、豊浦高等学校事務長、長府高等学校事務長、下関西高等学校事務長、下関南高等学校事務長、下関中央工業高等学校事務長、萩高等学校事務長、下関中等教育学校事務長、田布施総合支援学校事務長、防府総合支援学校事務長、山口南総合支援学校事務長、山口総合支援学校事務長、宇部総合支</p> | <p>議会の事務部局</p> | <p>築事務所長の職務に限る。）<br/>土木事務所次長の職務<br/>土木事務所用地監の職務<br/>港湾管理事務所長の職務<br/>港湾管理事務所次長の職務<br/>錦川総合開発事務所長の職務<br/>錦川総合開発事務所次長の職務<br/>山口きらら博記念公園管理事務所長の職務<br/>ダム管理事務所長の職務<br/>菅野ダム管理事務所次長の職務<br/>山口宇部空港事務所長の職務<br/>山口宇部空港事務所次長の職務</p> |
|---|----------------|---|

|   |                           |                     |   |                                    |  |                         |   |
|---|---------------------------|---------------------|---|------------------------------------|--|-------------------------|---|
| <p>知事の事務部局</p>  | <p>各部局</p>                | <p>選挙管理委員会の事務部局</p> | <p>監査委員の事務部局</p>                              | <p>労働委員会の事務部局</p>                  | <p>警察本部</p>  | <p>人事委員会の事務部局</p>       | <p>援学校事務長、下関南総合支援学校事務長及び豊浦総合支援学校事務長の職務に限る。）<br/>図書館副館長の職務<br/>博物館副館長の職務<br/>やまぐち総合教育支援センター次長の職務</p> |
| <p>健康福祉センター所長の職務（特に認めるもの）<br/>中央児童相談所長の職務<br/>職業能力開発校長の職務<br/>農林事務所長の職務</p> | <p>五級の項に掲げる職務で特に認めるもの</p> | <p>次長の職務</p>        | <p>同次長の職務<br/>企画監の職務<br/>監査監の職務<br/>主幹の職務</p> | <p>同次長の職務<br/>調整監の職務<br/>主幹の職務</p> | <p>本部課長の職務<br/>科学捜査研究所長の職務<br/>会計監査官の職務<br/>予算企画官の職務<br/>施設管理官の職務<br/>装備管理官の職務<br/>交通安全施設管理官の職務<br/>交通管制官の職務<br/>主幹の職務</p> | <p>同次長の職務<br/>主幹の職務</p> | <p>援学校事務長、下関南総合支援学校事務長及び豊浦総合支援学校事務長の職務に限る。）<br/>図書館副館長の職務<br/>博物館副館長の職務<br/>やまぐち総合教育支援センター次長の職務</p> |

口 公安職給料表等級別職務区分表

| 九 級                |                      | 八 級                |               |                |                |                  |             | 七 級   |                    |       |                              |                  |  |
|--------------------|----------------------|--------------------|---------------|----------------|----------------|------------------|-------------|---|--------------------|-------|------------------------------|------------------|--|
| 各 部 局              | 知事の事務<br>部局          | 各 部 局              | 監査委員の<br>事務部局 | 労働委員会の<br>事務部局 | 人事委員会の<br>事務部局 | 教育委員会の<br>事務部局   | 議会の事務<br>部局 | 知事の事務<br>部局   | 各 部 局              | 警察本部  | 教育委員会の<br>事務部局               | 議会の事務<br>部局      |  |
| 八級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 本庁部長の職務<br>会計管理局長の職務 | 七級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 局長の職務         | 局長の職務          | 局長の職務          | 教育次長の職務<br>理事の職務 | 局長の職務       | 農林総合技術センター所長の職務<br>大阪事務所長の職務<br>東京事務所長の職務<br>こども・子育て応援局長の職務 | 六級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 参事の職務 | 審議監の職務<br>図書館長の職務<br>博物館長の職務 | 局次長の職務<br>審議監の職務 | 農林総合技術センター部長の職務<br>下関水産振興局長の職務<br>水産研究センター所長の職務<br>土木事務所長の職務(長門土木建築事務所長及び秋土木建築事務所長の職務を除く。) |

|   | 四 級                |   | 三 級 |   | 二 級                | 職務の等級 |
|---|--------------------|---|-----|---|--------------------|-------|
|   | 巡 査 部 長            | 警 部 補   | 巡 査 | 巡 査 部 長   | 巡 査                | 職務の等級 |
| 本部課次長の職務<br>本部室次長の職務<br>科学捜査研究所次長の職務<br>本部副隊長の職務<br>広報官の職務<br>会計調査官の職務<br>少年事件指導官の職務<br>地域指導官の職務<br>雑踏警備実施指導官の職務<br>通信指令官の職務<br>航空隊長の職務<br>刑事指導官の職務<br>刑事教養官の職務<br>告訴指導官の職務 | 三級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 検問所長代理の職務<br>検問所長の職務<br>検問所長代理の職務<br>地域担当専門官の職務 |     | 本部係長の職務<br>本部専門官の職務<br>本部分駐隊長の職務<br>不当要求排除専門官の職務<br>警察署課長の職務<br>警察署係長の職務<br>警察署専門官の職務<br>交番所長の職務<br>交番所長代理の職務<br>派出所長の職務<br>派出所長代理の職務 | 二級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 職 務   |

|   |                           |  |
|---|---------------------------|--|
| 六<br>級  |                           | 五<br>級   |
| 警<br>部<br>部   | 警<br>部<br>補               | 警<br>部   |
| <p>本部課長の職務<br/>本部室長の職務<br/>科学捜査研究所長の職務<br/>本部隊長の職務<br/>取調べ監督管理室長の職務</p> | <p>五級の項に掲げる職務で特に認めるもの</p> | <p>四級の項に掲げる職務で特に認めるもの</p> <p>         検視官の職務<br/>         広域捜査官の職務<br/>         性犯罪捜査指導官の職務<br/>         告訴専門官の職務<br/>         組織窃盗対策官の職務<br/>         情報管理官の職務<br/>         国際犯罪捜査情報官の職務<br/>         鑑識指導官の職務<br/>         交通事故抑止対策官の職務<br/>         交通事故事件捜査統括官の職務<br/>         交通事故鑑識官の職務<br/>         講習指導官の職務<br/>         登録審査官の職務<br/>         警備調査官の職務<br/>         学生指導官の職務<br/>         本部課長補佐の職務<br/>         本部室長補佐の職務<br/>         科学捜査研究所長補佐の職務<br/>         科学捜査研究所科長の職務<br/>         本部隊長補佐の職務<br/>         本部分駐隊長の職務<br/>         警察学校校長補佐の職務<br/>         警察署次長の職務<br/>         警察署課長の職務<br/>         地域官の職務<br/>         刑事官の職務<br/>         交通官の職務<br/>         警備官の職務       </p> |

七  
級  
警

視

|  |
|--|
| <p>         犯罪被害者支援室長の職務<br/>         企画室長の職務<br/>         人身安全対策室長の職務<br/>         サイバー犯罪対策室長の職務<br/>         鉄道警察隊長の職務<br/>         広域自動車警ら隊長の職務<br/>         犯罪捜査支援室長の職務<br/>         特殊詐欺対策室長の職務<br/>         国際テロリズム対策室長の職務<br/>         本部課次長の職務<br/>         本部室次長の職務<br/>         本部副隊長の職務<br/>         警察学校副校長の職務<br/>         公安委員会事務官の職務<br/>         警察安全相談総括官の職務<br/>         監察官の職務<br/>         装備管理官の職務<br/>         総務調査官の職務<br/>         広報官の職務<br/>         会計調査官の職務<br/>         人事統括官の職務<br/>         生活安全指導官の職務<br/>         安全・安心対策官の職務<br/>         少年事件指導官の職務<br/>         地域指導官の職務<br/>         雑踏警備実施指導官の職務<br/>         通信指令官の職務<br/>         航空隊長の職務<br/>         刑事指導官の職務<br/>         刑事教養官の職務<br/>         告訴指導官の職務<br/>         統括検視官の職務<br/>         検視官の職務<br/>         広域捜査官の職務<br/>         性犯罪捜査指導官の職務<br/>         告訴専門官の職務<br/>         組織窃盗対策官の職務<br/>         情報管理官の職務<br/>         意見聴取官の職務<br/>         暴力団対策官の職務       </p> |
|--|

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>九級警視</p>  | <p>八級警視</p>   |  |
| <p>本部部長の職務（特に認めるもの）<br/>                 参事官の職務（特に認めるもの）<br/>                 首席監察官の職務（特に認めるもの）<br/>                 警察学校長の職務（特に認めるもの）<br/>                 警察署長の職務（岩国警察署長、柳井警察署長、周南警察署長、防府警察署長、山口警察署長、宇部警察署長、萩警察署長、下関警察署長及び長府警察署長の職務のうち特に認めるもの）</p> | <p>本部部長の職務<br/>                 参事官の職務<br/>                 首席監察官の職務<br/>                 本部課長の職務（特に認めるもの）<br/>                 本部室長の職務（特に認めるもの）<br/>                 科学捜査研究所長の職務（特に認めるもの）<br/>                 本部隊長の職務（特に認めるもの）<br/>                 警察学校長の職務<br/>                 監察官の職務（特に認めるもの）<br/>                 警察署長の職務（特に認めるもの）</p> | <p>国際犯罪捜査情報官の職務<br/>                 鑑識指導官の職務<br/>                 交通管理調査官の職務<br/>                 聴聞官の職務<br/>                 交通事故抑止対策官の職務<br/>                 事故分析官の職務<br/>                 通告官の職務<br/>                 被害者連絡調整官の職務<br/>                 交通事故事件捜査統括官の職務<br/>                 講習指導官の職務<br/>                 登録審査官の職務<br/>                 災害対策官の職務<br/>                 警備調査官の職務<br/>                 学生指導官の職務<br/>                 警察署長の職務<br/>                 警察署副署長の職務<br/>                 警察署次長の職務<br/>                 地域官の職務<br/>                 刑事官の職務<br/>                 交通官の職務<br/>                 警備官の職務</p> |

八 研究職給料表等級別職務区分表

|   |  | 三級  |   |  | 二級  |  |           | 職務の等級 |
|---|--|---|---|--|---|--|-----------|-------|
|   |  | 級   |   |  | 級   |  |           | 部局    |
| <p>知事の事務局</p>   | <p>警察本部</p>  | <p>教育委員会の事務部局</p>   | <p>知事の事務局</p>   | <p>警察本部</p>                                | <p>教育委員会の事務部局</p>   | <p>知事の事務局</p>  | <p>部局</p> |       |
| <p>主幹の職務<br/>                 環境保健センター企画情報室長の職務<br/>                 環境保健センター部長の職務<br/>                 環境保健センター副部長の職務<br/>                 美術館副館長の職務<br/>                 学芸専門監の職務<br/>                 専門学芸員の職務（特に認めるもの）<br/>                 農林総合技術センター農業技術部柑きつ振興センター所長の職務<br/>                 農林総合技術センター室長の職務（林業技術部林業研究室長の職務を除く。）<br/>                 農林総合技術センター林業技術部林業研究室長の職務（特に認めるもの）</p> | <p>専門研究員の職務（特に認めるもの）<br/>                 科学捜査研究所次長の職務<br/>                 科学捜査研究所科長の職務</p> | <p>博物館学芸課長の職務<br/>                 博物館主査の職務<br/>                 専門学芸員の職務（特に認めるもの）<br/>                 専門研究員の職務（特に認めるもの）</p> | <p>主任の職務（特に認めるもの）<br/>                 美術館課長の職務<br/>                 専門学芸員の職務（特に認めるもの）<br/>                 農林総合技術センター林業技術部林業研究室長の職務<br/>                 専門研究員の職務（特に認めるもの）</p> | <p>係長の職務<br/>                 専門研究員の職務</p> | <p>博物館主任の職務<br/>                 専門学芸員の職務<br/>                 専門研究員の職務</p> | <p>主任の職務<br/>                 専門学芸員の職務<br/>                 専門研究員の職務</p> | <p>職務</p> |       |

|  |   |                           |              |                        |  |  |
|--|---|---------------------------|--------------|------------------------|--|--|
| 三<br>級   | 二<br>級  | 一<br>級                    | 職務の等級<br>部 局 | 二<br>医療職給料表(一)等級別職務区分表 | 五<br>級   | 四<br>級   |
| 知事の事務<br>部局  | 知事の事務<br>部局   | 知事の事務<br>部局               | 部 局          |                        | 各部局<br>警察本部<br>教育委員会の事務部局<br>知事の事務部局               | 各部局<br>警察本部<br>教育委員会の事務部局  |
| 保健所次長の職務<br>保健所長の職務<br>健康福祉センター保健環境部長の職務<br>健康福祉センター所長の職務<br>主幹の職務 | 保健所課長の職務<br>精神保健福祉センター相談指導課長の職務<br>一級の項に掲げる職務で特に認めるもの | 医師の職務<br>歯科医師の職務<br>主査の職務 | 職 務          |                        | 環境保健センター所長の職務<br>美術館長の職務<br>博物館長の職務<br>科学捜査研究所長の職務 | 農林総合技術センター調整監の職務<br>水産研究センター企画情報室長の職務<br>専門研究員の職務(特に認めるもの)<br>博物館副館長の職務<br>学芸専門監の職務<br>文書館副館長の職務<br>専門学芸員の職務(特に認めるもの)<br>専門研究員の職務(特に認めるもの) |

|       |                     |                     |                               |  |         |  |   |   |
|-------|---------------------|---------------------|-------------------------------|--|---------|--|---|---|
| 職務の等級 | 部 局                 | 職 務                 | 四<br>級                        | 三<br>級   | 二<br>級  | 一<br>級   | 職務の等級<br>部 局  | 四<br>級  |
|       | 教育委員会<br>の事務部局      | やまぐち総合教育支援センター部長の職務 | 知事の事務<br>部局                   | 教育委員会<br>の事務部局   | 警察本部    | 知事の事務<br>部局  | 教育委員会<br>の事務部局  | 知事の事務<br>部局   |
|       | やまぐち総合教育支援センター部長の職務 |                     | 育成学校の職務<br>萩看護学校長の職務(特に認めるもの) | 育成学校の職務<br>萩看護学校長の職務<br>萩看護学校教頭の職務(特に認めるもの)<br>育成学校児童自立支援専門員の職務(特に認めるもの) | 武道教師の職務 | 萩看護学校主任技師の職務<br>萩看護学校教頭の職務<br>萩看護学校主任技師の職務<br>萩看護学校講師の職務<br>育成学校児童自立支援専門員の職務 | 高等学校講師の職務<br>中等教育学校講師の職務<br>特別支援学校講師の職務(特に認めるもの)<br>やまぐち総合教育支援センター研究指導主事の職務 | 精神保健福祉センター所長の職務<br>二級の項に掲げる職務で特に認めるもの<br>健康福祉センター所長の職務(特に認めるもの)<br>三級の項に掲げる職務で特に認めるもの |



|    |            |   |
|----|------------|---|
| 一級 | 教育委員会の事務部局 | 中学校講師の職務<br>小学校講師の職務  |
| 二級 | 教育委員会の事務部局 | 中学校講師の職務(特に認めるもの)<br>小学校講師の職務(特に認めるもの)<br>やまぐち総合教育支援センター研究指導主事の職務 |
| 三級 | 教育委員会の事務部局 | やまぐち総合教育支援センター主査の職務   |
| 四級 | 教育委員会の事務部局 | やまぐち総合教育支援センター部長の職務   |

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十四号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十六年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

目次中「競争試験」を「採用試験」に、「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第二条第一号中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第二号から第六号までを次のように改める。

- 一 採用 法第十五条の二第一項第一号に規定する採用をいう。
- 二 昇任 法第十五条の二第二項第二号に規定する昇任をいう。
- 三 降任 法第十五条の二第三項第三号に規定する降任をいう。
- 四 転任 法第十五条の二第四項第四号に規定する転任をいう。
- 五 標準職務遂行能力 法第十五条の二第五項第五号に規定する標準職務遂行能力をいう。
- 六 標準職務遂行能力 法第十五条の二第六項第六号に規定する標準職務遂行能力をいう。

第二条第七号を削る。

第三条第一項中「競争試験」を「採用試験」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「競争試験」を「採用試験」に改め、同項を同条第二項とする。

第二章 競争試験」を「第二章 採用試験」に改める。

第四条中「競争試験」を「採用試験」に改める。

第五条中「の各号」を削り、同条第四号中「職務遂行の能力」を「当該試験に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該試験に係る職についての適性を有するかどうか」に改める。

第八条後段を削る。

第九条中「の各号」を削り、同条第一号から第三号までの規定中「職と」の下に「職務の複雑及び責任の度」を加える。

第十一条第一項中「選考される者の当該職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかに基づいて」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを選考の基準により」に改め、同条第二項中「又は昇任」を削る。

第十二条第一項第一号中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第三号を削り、同条第二項中「又は第三号」を削り、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十三条第一項中「の各号」を削り、同条第二項を削る。

第十五条第二項を削る。

第十八条中「の各号」を削り、同条第一号中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第二十三条の見出しを「(採用候補者の提示)」に改め、同条第一項中「から採用すべき者の数に四人を加えた数(以下「正規の提示数」という。)の当該職を志望すると認められる者をその名簿から高点順に」を「に記載されている者で当該職を志望すると認められる者を」に改め、同項ただし書を削り、同条第二項中「正規の提示数に満たない」を「採用すべき者の数よりも少ない」に、「当該職の職務遂行の能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「、同項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第三項中「当該職の職務遂行の能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「、正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第二十四条を次のように改める。

第二十四条 削除

第二十五条の見出し中「附加提示」を「付加提示」に改め、同条中「第二十八条ただし書の場合又は」を削り、「当該職の職務遂行の能力」を「当該職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に、「高点順に附加」を「付加」に改める。

第二十八条を次のように改める。  
第二十八条 削除

第二十九条中「提示され、又は通知された採用候補者の選択」を「提示された採用候補者の中から職員を採用するための選択を行ったときは、当該選択」に改める。

第五章 条件付採用及び臨時的任用」を、第五章 条件付採用及び臨時的任用」に改める。

第三十一条（見出しを含む。）及び第三十二条（見出しを含む。）中「条件付採用」を「条件付採用」に改める。

第三十三条第一項第三号中「若しくは採用候補者の数が正規の提示数に満たない旨の通知を受けた場合又は提示された者のうち当該採用の志望者が五人に満たない場合で、人事委員会から他に適当な採用候補者が不在旨」を削る。

第三十四条第一項中「次に掲げる」を「現業職員の職への採用の」に改め、同項各号を削り、同条第三項中「第一項各号に掲げる」を「第一項に規定する」に改める。

第三十五条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。  
別表の二から四までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

附則  
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

### 山口県人事委員会規則第二十五号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十四年山口県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「級別標準職務及び級別定数」を「等級別定数」に、「級別資格基準」を「等級別資格基準」に改める。

第二章第二号、第三号及び第五号から第七号までの規定中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第二章 級別標準職務及び級別定数」を「第二章 等級別定数」に改める。  
第三章を次のように改める。

第三章 削除

第四条の見出しを「（等級別定数）」に改め、同条中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第三章 級別資格基準」を「第三章 等級別資格基準」に改める。  
第五条の見出しを「（等級別資格基準表）」に改め、同条中「職務の級」を「職務の等級」に、「別表第二」を「別表第一」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第六条の見出しを「（等級別資格基準表の適用方法）」に改め、同条第一項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「職務の級欄」を「職務の等級欄」に、「当該職務の級」を「当該職務の等級」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第三項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「別表第三」を「別表第二」に改め、同条第四項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第七条第一項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「別表第四」を「別表第三」に改める。

第八条中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「別表第五」を「別表第四」に改める。

第九条中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。  
第十条中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十一条の見出し中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条各号列記以外の部分中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第一号中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第二号中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別標準職務表又は級別職務区分表」を「職員給与条第四第二項若しくは学校職員給与条第五第二項の等級別基準職務表（以下「等級別基準職務表」という。）又は等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務に関する規則（平成二十八年人事委員会規則第二十三号）第二条の等級別職務区分表（以下「等級別職務区分表」という。）」に改める。

第十二条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「別表第六」を「別表第五」に改め、同条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同条第三号中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

第十八条第一項中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改め、同条第二項中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に改める。

め、同条第三項及び第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第十九条中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」に、「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第二十條第一項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第二十一條第一項中「別表第七」を「別表第六」に改め、同条第二項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第二十二條第二項及び第四項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第二十三條（見出しを含む。）中「職務の級」を「職務の等級」に、「級別標準職務表又は級別職務区分表」を「等級別基準職務表又は等級別職務区分表」に改める。

第三十一條第一項中「別表第八」を「別表第七」に改め、同条第六項中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第三十四條中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

第三十七條第一項中「別表第九」を「別表第八」に改める。

第四十一條中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第一を削る。

別表第二中「」級別資格基準表」を「」等級別資格基準表」に改める。

別表第二の「」行政職給料表等級別資格基準表」を「」行政職給料表級別資格基準表」に改める。

を「」行政職給料表等級別資格基準表」に改める。

「職務の級」を「職務の等級」に改める。

「改め、同表の備考」中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第二の「」公安職給料表等級別資格基準表」を「」公安職給料表級別資格基準表」に改める。

を「」公安職給料表等級別資格基準表」に改める。

「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別表第二の「」海軍職給料表等級別資格基準表」を「」海軍職給料表級別資格基準表」に改める。

を「」海軍職給料表等級別資格基準表」に改める。

「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

「職務の等級」を「職務の等級」に改める。

を「」研究職給料表等級別資格基準表」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」医療職給料表」を「」医療職給料表」に改める。

を「」医療職給料表」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」医療職給料表」を「」医療職給料表」に改める。

を「」医療職給料表」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」医療職給料表」を「」医療職給料表」に改める。

を「」医療職給料表」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」教育職給料表」を「」教育職給料表」に改める。

を「」教育職給料表」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」教育職給料表」を「」教育職給料表」に改める。

を「」教育職給料表」に改める。

「職務の等級」に改める。

「職務の等級」に改める。

別表第二の「」教育職給料表」を「」教育職給料表」に改める。

を「」教育職給料表」に改める。

別表第三の「」中学校」を「」中学校、義務教育学校」に改める。

別表第二十七の九。

別表第四の備考3中「公庫、農業会議等」を「公庫等」と改め、同備考12中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」と改め、同表を別表第三十七の九。

別表第五の備考3中「級別資格基準表」を「等級別資格基準表」と改め、同備考4中「又は」を「若しくは」と、「課程を」を「課程又は英字若しくは韓国医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を」と改め、同表を別表第四十七の九。

別表第六のイ 行政職給料表初任給基準表の備考2及び3中「別表第二の行政職給料表級別資格基準表」を「別表第一の行政職給料表等級別資格基準表」と改め、

別表第六のホ 医療職給料表(一)初任給標準表の備考2中「別表第二の医療職給料表(一)級別資格基準表」を「別表第一の医療職給料表(一)等級別資格基準表」と改め、

別表第六のク 医療職給料表(一)初任給標準表の備考2中「別表第二の医療職給料表(一)級別資格基準表」を「別表第一の医療職給料表(一)等級別資格基準表」と改め、

別表第六のロ 医療職給料表(一)初任給標準表の備考1及び2中「別表第二の医療職給料表(一)級別資格基準表」を「別表第一の医療職給料表(一)等級別資格基準表」と改め、

別表第六のチ 教育職給料表(一)初任給標準表の備考2中「別表第二の教育職給料表(一)級別資格基準表」を「別表第一の教育職給料表(一)等級別資格基準表」と改め、

別表第六を別表第五十七の九。

|    |    |
|----|----|
| 22 | 21 |
| 22 | 22 |
| 23 | 22 |
| 23 | 22 |
| 24 | 22 |
| 24 | 23 |
| 25 | 23 |
| 25 | 23 |
| 25 | 24 |
| 25 | 24 |
| 25 | 24 |
| 26 | 25 |
| 26 | 25 |
| 26 | 25 |
| 26 | 25 |
| 26 | 26 |

別表第七の八 海事職給料表昇格時号給対応表中

を に改め

|    |    |
|----|----|
| 27 | 26 |
| 27 | 26 |
| 27 | 27 |
| 27 | 27 |
| 28 | 27 |

を

|    |    |
|----|----|
| 30 | 29 |
| 30 | 30 |
| 31 | 30 |
| 31 | 30 |
| 32 | 31 |
| 32 | 31 |
| 33 | 31 |
| 33 | 32 |
| 34 | 32 |
| 34 | 32 |
| 35 | 33 |
| 35 | 34 |
| 36 | 35 |

別表第七の二 研究職給料表昇格時号給対応表中

を に改め

を

|    |    |
|----|----|
| 62 | 61 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 62 | 62 |
| 63 | 62 |
| 63 | 62 |
| 63 | 63 |
| 63 | 63 |

別表第七の八 医療職給料表(一)昇格時号給対応表中

を に改め

める。

|    |    |
|----|----|
| 38 | 38 |
| 39 | 38 |
| 40 | 38 |
| 41 | 39 |
| 41 | 39 |
| 42 | 40 |
| 43 | 41 |
| 44 | 43 |

別表第七のチ 教育職給料表(一)昇格時号給対応表中

|    |    |
|----|----|
| 38 | 37 |
| 39 | 38 |
| 40 | 38 |
| 41 | 39 |
| 41 | 39 |
| 42 | 40 |
| 43 | 41 |
| 44 | 42 |

を に改

める。

別表第七を別表第六とする。

別表第八の備考以外の部分を次のように改める。

| 昇給区分   | A   | B | C   |
|--------|-----|---|-----|
| 昇給の号給数 | 5以上 | 4 | 3以下 |
|        | 2以上 | 1 | 0   |

別表第八を別表第七とし、別表第九を別表第八とする。

附則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会細則第二号

職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

職員の任用に関する規則施行細則(昭和三十六年山口県人事委員会細則第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「採用の場合にあつては」を削り、「、昇任の場合にあつては昇任選考請求書(別記第四号様式)により行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第四条中「別記第五号様式」を「別記第四号様式」に改める。

第七条中「別記第六号様式」により行なわなければならない」を「別記第五号様式」により行なわなければならない」に改める。

第八条を次のように改める。

(採用候補者の提示)

第八条 規則第二十三条及び第二十五条の規定による採用候補者の提示は、それぞれ採用候補者提示書(別記第六号様式)により行うものとする。

第九条中「別記第八号様式」により行なわなければならない」を「別記第七号様式」により行なわなければならない」に改める。

第十条中「別記第九号様式」を「別記第八号様式」に、「別記第十号様式」を「別記第九号様式」に改める。

第十一条を次のように改める。

(選考の結果の報告)

第十一条 規則第三十四条第二項の規定による選考の結果の報告は、現業職員採用選考結果報告書(別記第十号様式)により行なわなければならない。

別記第一号様式中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別記第二号様式中「職務の級及び号給」を「職務の等級及び号給」に改める。

別記第三号様式の注中「職務の級」を「職務の等級」に改める。

別記第四号様式を削る。

別記第五号様式を別記第四号様式とする。

別記第六号様式中「職務の級」を「職務の等級」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第七号様式中「~~...~~」を「~~...~~」に、「~~...~~」を  
「~~...~~」に

「~~...~~」を  
「~~...~~」を

「~~...~~」を  
「~~...~~」に 改

め、同様式の注を削り、同様式を別記第六号様式とする。

別記第八号様式中「~~...~~」を「~~...~~」に改め、同様式を別記第七号様式と

し、別記第九号様式を別記第八号様式とし、別記第十号様式を別記第九号様式とする。

別記第十一号様式を削り、別記第十二号様式を別記第十号様式とする。

附 則

この細則は、平成二十八年四月一日から施行する。

**山口県人事委員会告示第一号**

級別職務区分表に関する告示（昭和六十年山口県人事委員会告示第三号）は、平成二  
十八年三月三十一日限り、廃止する。

平成二十八年三月三十一日

山口県人事委員会